

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（240）」
2. 日時：平成29年7月28日 10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、山口安全管理調査官、大塚安全審査官、  
田尻安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、  
穂藤保安規定係長、竹内技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員 発電管理室室長代理 他8名  
東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当  
中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任  
北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム主任  
中国電力株式会社：電源事業本部 担当(原子力耐震)  
電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - 降下火砕物の許容堆積荷重の算定において、平成12年建設省告示に基づく鋼材等の材料強度の基準強度（F値×1.1倍）の適用性について、当該強度の対象となる建屋及び建屋に要求される機能に応じて整理して提示すること。
  - 降下火砕物による応力評価について、条件、過程及び結果をタービン建屋以外の対象建屋も含めて整理して提示すること。
  - 防潮堤は火砕降下物から防護する施設としていないが、火山も含めた外部からの衝撃による損傷防止に対する設計の考え方について、整理して提示すること。
- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況（外部からの衝撃による損傷の防止（火山）（第6条））